

平成30年7月13日  
三次市福祉保健部社会福祉課

---

---

## 三次市災害見舞金の支給について

---

---

平成30年7月豪雨により、住家が床上浸水や建物の一部に被害を受けた方に対して、災害見舞金を支給します。

1. 対象となる災害

平成30年7月豪雨による災害

2. 支給対象の要件

- (1) 三次市に住民登録をされ、現に居住されている方。
- (2) 自己の所有又は他人の所有にかかわらず、住家として使用していた家屋が被災した方。
- (3) 罹災証明で「大規模半壊」または「半壊」と認められた方。

3. 支給額            5万円

4. 受付期間

平成30年7月13日（金）～平成30年8月31日（金）

5. 受付窓口

課税課（本庁舎本館1階）で、罹災証明書の申請時に受付します。

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 福祉保健部 社会福祉課

社会福祉係(担当/小原、鍛治)

電話番号:0824-62-6146    FAX番号:0824-62-6285

E-mail: fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号